

埼玉県立学校臨時的任用教職員、任期付教員及び非常勤講師の登録者募集について

埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課

県立学校（高等学校及び特別支援学校）における欠員補充や、休職等で勤務することができない教員・事務職員等の代替としての臨時的任用教職員及び非常勤講師を随時募集しています。併せて、育児休業等の代替としての任期付教員を随時募集しています。（いずれも年齢不問）

【教員免許資格が必要な職種の登録を希望の方】教員免許更新制が廃止され、免許状が休眠状態の場合でも、令和4年7月1日以降であれば手続なく有効な免許状となり、どなたでも応募が可能となりました。皆様のご応募をお待ちしております。

※令和4年7月1日時点で既に有効期限を経過している場合も登録は可能ですが、教員として任用されるまでに教員免許が有効となっている必要があります。詳細は埼玉県教育委員会ホームページを御確認ください。

1 募集職種

勤務形態	職種
臨時的任用 教職員	免許資格職 高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員、司書、栄養士
	非免許資格職 事務職員、技能職員、実習助手、寄宿舎指導員
任期付教員	免許資格職 高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員
非常勤講師	免許資格職 高等学校非常勤講師、特別支援学校非常勤講師

※令和2年度から、非常勤講師は会計年度任用学校職員としての募集となります。

※事務職員等に係る任期付職員の登録は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

2 応募資格

- 教員については教諭普通免許状又は看護師の資格を有している者（いずれも取得見込みの者を含む）
- 栄養士については栄養士免許状又は管理栄養士免許状、司書については司書資格を有している者（いずれも取得見込みの者を含む）
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者



3 応募方法

・応募には、埼玉県のホームページから**電子申請**による申込書の提出が必要です。

HP : <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/rinjitekinyinokyosyokuin/index.html>

・顔写真の電子データ（使用可能形式：jpeg, jpg, gif）を事前に準備してください。

・任用を希望する年度ごとに提出してください。応募は随時受け付けています。

・障害の種別や状況など個々のケースに応じて配置先や職務内容を配慮します。配慮を希望する者は、その理由及び希望する配慮の内容を「志望理由・自己PR等」欄に記入してください。

埼玉県 臨時的任用

※やむを得ない事情により電子申請による申込みができない場合のみ、以下のとおり郵送又は持参により御提出ください。

提出先	提出書類
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第2庁舎4階） 埼玉県 教育局 市町村支援部 教職員採用課 採用試験担当 ※郵送の場合、封筒の表に「臨時的任用等希望」と朱書すること。	「埼玉県立学校臨時的任用教職員等申込書」1部 ※任用を希望する年度を明記して提出すること。

4 勤務条件等

(1) 臨時的任用教職員

- ・任用期間：1年以内に限られます。
- ・勤務時間等：本採用教職員に準じます。（常勤）
- ・給与：職種や経歴によって異なります。以下は、新卒者がすぐに採用された場合の初任給の一例です。（令和4年4月時点）

教諭、養護教諭	大学卒	約243,000円	主事 司書	大学卒	約188,000円
	短大卒	約218,000円		短大卒	約176,000円
助教諭、講師 養護助教諭	大学卒	約239,000円	栄養技師	高校卒	約165,000円
	短大卒	約214,000円		大学卒	約214,000円
				短大卒	約190,000円

※支給要件に該当する場合には、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。

(2) 任期付教員 ※事務職員等の場合は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

- ・任用期間：育児休業、配偶者同行休業又は育児短時間勤務を行う本採用者がいた場合に、その期間を任期の限度として採用します。
- ・勤務時間等：育児休業・配偶者同行休業の代替の場合は、本採用教員に準じます（常勤）。育児短時間勤務の代替の場合は、本務者の勤務時間等に応じて以下の短時間勤務のいずれかになります。
① 1日当たり3時間50分(週19時間10分) ② 1日当たり2時間50分(週14時間10分)
③ 週2日(週15時間30分) ④ 週2日半(週19時間20分)
- ・給与：本採用者に準じます（短時間勤務の場合は、勤務時間に応じます）。

(3) 非常勤講師（会計年度任用学校職員）

- ・任用期間：1年以内に限られます。
- ・勤務時間等：教科（科目）の授業を担当
- ・報酬：週当たりの勤務時間等によって異なります。以下は、週1時間で6月以上の任期での月額の場合です。（令和4年4月現在、免許法第4条第2項に規定する普通免許状所有者の場合）
【高等学校】 月8,945円 【特別支援学校】 月9,770円
※原則として、一会計年度における任期が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者には期末手当が支給されます。

5 採用について

本務者の休職等により必要が生じた場合に、選考の上、採用します。

（応募しても必ず採用されるとは限りません。）

6 留意事項等

(1) 採用後について

臨時的任用教職員又は任期付教員として公立学校に採用された場合、法令等により職務遂行上又は身分上守るべき義務や規律が定められています。非常勤講師の場合も、非常勤講師取扱要綱により服務等については一般職員の例によることが定められています。

〈地方公務員の服務に係る規定（抜粋）〉

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務 ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止（職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。）
- ・秘密を守る義務（職員は、在職中たとえ退職後たとえを問わず、職務上知り得た秘密を漏らすことはできません。）

(2) いわゆる教員免許更新制の廃止について

「教員免許更新制の廃止」に関して、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が施行されました。令和4年7月1日以降に免許状の有効期限を迎える方は、免許状更新講習の受講や免許の更新等手続の必要がなくなりました。詳細については、埼玉県教育委員会ホームページ又は文部科学省ホームページを御確認ください。